

日本国特許庁

(J P O)

(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料		附属書 J P . I
様式第 5 3 : 国内書面 (特許法施行規則第 3 8 条の 4 関連)		附属書 J P . II
様式第 5 2 : 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書 (特許法施行規則第 3 8 条の 2 関連)		附属書 J P . III
様式第 5 4 : 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書 (特許法施行規則第 3 8 条の 6 関連)		附属書 J P . IV
様式第 4 4 : 出願審査請求書 (特許法施行規則第 3 1 条の 2 関連)		附属書 J P . V
様式第 5 5 : 検査の申出書 (特許法施行規則第 3 8 条の 8 関連)		附属書 J P . VI
委 任 状		附属書 J P . VII

略語のリスト

国内官庁 :	日本国特許庁 (J P O)
DA :	日本国意匠法
PA :	日本国特許法
PR :	日本国特許法施行規則
UMA :	日本国実用新案法
Ar t . :	第…条

指定（又は選択）官庁 JP	日本国特許庁 (JPO) 国内段階に入るための要件の概要	概要 JP
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料	－ 特 許： JPY 212,100 － 実用新案： JPY 21,800	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	日本語 ²	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正をした場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は補正したもの的一方、あるいは最初に提出したもの・補正したものの双方 ³ ）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	国内官庁はグレースケールの図面を認める	
国内手数料 ⁴	通貨：円（JPY） 特 許： 出願手数料…………… JPY 14,000 実用新案： 出願手数料…………… JPY 14,000	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	国際調査報告が作成されている場合には出願審査請求料が減額される。更に個人，中小企業，小規模企業，学術団体及びその他一部の組織に減額が認められる（附属書JP.I参照）。	

[次頁に続く]

- 1 国際出願の日本語による翻訳文の提出期間は（PCT第22条(1)若しくは第39条(1)(a)に基づく）優先日から30箇月以内である。この期間は一定の条件に基づき延長可能である（JP.03参照）。
- 2 国際出願が日本語でされた場合であって、PCT第22条(1)若しくは第39条(1)(a)に基づく期間内に第20条の送達が行われなかった場合、又は第23条(2)に基づく早期の処理のための明示の請求が行われた場合には、第19条及び第34条に基づく補正書の写しが要求される。
- 3 補正書の翻訳文が提出されない場合、当該補正はされなかったものとみなされる。しかし、JP国内編のJP.13に記載されているように補正ができる。
- 4 PCT第22条(1)又は第39条(1)(a)に基づく期間内に手数料が支払われない場合、国内官庁は出願人に期間を指定して国内手数料の納付を命じる。国際出願の翻訳文が紙による形式で提出された場合、その紙データを電子的データに変換するための電子化手数料が別途要求される。

J P	日本国特許庁（J P O）（続き）	J P
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	出願人が法人の場合には、代表者の氏名の記載⁵（代理人による手続の場合は不要） 出願人が在外者の場合には、代理人の選任⁶ 出願人の名義、氏名又は住所の変更が国際段階でなされたときであって、国際公開あるいは記録の変更通知（様式PCT/IB/306）にこの変更が反映されていない場合には、変更の届出書（特別の変更届様式により）及びその変更を証明する書面（出願人の名義を変更する場合）⁷ 発明者の名義の変更（追加又は削除）が国際段階でなされたときであって、国際公開あるいは記録の変更通知（様式PCT/IB/306）にこの変更が反映されていない場合には、発明者に関する正しい表示（国内移行書面（様式53）において）、及び名義変更理由の説明書、発明者すべての宣誓書⁷ 必要に応じて、物件提出書に添付され、定められた形式に従ったヌクレオチド又はアミノ酸配列表の電子媒体の提出	
誰が代理人として行為できるか？	日本国内に居住する弁理士、弁護士その他の者、又は国内官庁に対して手続するために登録された企業	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」の基準を適用する。	

⁵ 国内処理の基準時となる日（JP国内編のJP.02参照）以前に要件が満たされない場合、国内官庁は出願人に期間を指定してその要件を満たすよう命じる。

⁶ 国内官庁による通知の郵送日から2箇月以内に選任されなければならない（JP.08参照）。

⁷ 国内処理の基準時となる日（JP国内編のJP.02参照）以前に提出しなければならない。提出されない場合、国内官庁は出願人に期間を指定してその要件を満たすよう命じる。

国内段階の手続

PA Art.	184-5	JP. 01 国内段階へ移行するための様式 国内官庁では、国内段階へ移行するための特別の様式（様式53）（附属書JP. II 参照）を準備している。国内手数料の支払（JP.06参照）及び国際出願の日本語による翻訳文の提出の際には、この様式を使用することが望ましい（義務ではない）。国内段階へ移行するために要求されるいずれの書類も、紙形式又はオンラインによる電子形式で提出することができる。ただし、紙形式で提出された書類はいずれも国内官庁によって電子形式に変換され、それに係る電子化手数料の支払が必要となる（附属書JP. I 参照）。
PA Art.	184-4	JP. 02 国内処理の基準時 国内処理の基準時は次のとおりである。 (i) 優先日から30日経過した日 (ii) (i)の日又はその前に審査請求した場合には、審査請求時（JP.10も参照）
PCT Art.	22	JP. 03 翻訳文（遅延提出） 国際出願の日本語による翻訳文の提出期間は優先日から30か月である。様式53（附属書JP. II 参照）を国内書面提出期間の満了前2か月から満了日までの間（つまり、優先日から29か月目の初日と30か月目の末日との間）に提出する場合は、様式53提出日から2か月以内に翻訳文を提出することができる。
PA Art.	184-4(1)	
PA Art.	17-2(2) 184-12(2)	JP. 04 翻訳文（補正） 国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6. 002及び6. 003項を参照）。
PA Art.	184-4(2) 184-6(3) 184-7(1), (2), (3) 184-8	JP. 05 P C T 第19条及び第34条の規定に基づく補正書の翻訳文（写し） 国際出願が日本語によるものでなく、P C T 第19条又は第34条の規定に基づく補正書が提出されている場合、出願人は国内処理の基準時となる日（JP.02参照）以前に様式52（P C T 第19条の規定に基づく補正書について、附属書JP. III 参照）又は様式54（P C T 第34条の規定に基づく補正書について、附属書JP. IV 参照）を使用して、その補正書の日本語による翻訳文を提出すべきである。国際出願が日本語によって行われ、P C T 第19条又は第34条の規定に基づく補正書が提出されている場合には、国内官庁がP C T 第20条又は第36条の規定に基づき国際事務局から補正書の写しを受領している場合を除き、出願人は国内処理の基準時となる日以前に様式54を使用してその補正書の写しを提出すべきである。出願人が適用される期間内に翻訳文又は写しを提出しなければ、国内官庁はこれを考慮しない。
		JP. 06 手数料（支払方法） 概要及び本章に記載されている手数料の支払方法は、附属書JP. I に概説されている。
PCT Rule	17.1(c)	JP. 07 優先権書類 P C T 規則17. 1(a), (b) 又は(bの2)に従い優先権書類が提出されていない場合、出願人は国内段階において優先日から32か月以内に優先権書類を国内官庁に提出する機会を有する。
PR Rule	38-14	

PCT Rule	90	JP. 08 代理人の選任
PA Art.	8	日本に住所又は居所のいずれも有していない者は、日本に住所又は居所を有する代理人を通じてなければ自身の特許に関して手続することができない。日本に住所又は居所のいずれも有していない出願人が、日本に住所又は居所のいずれかを有する代理人を通じることなく国内段階移行のための特別様式（様式第53）を提出する（すなわち様式第53を自身で提出する）場合には、代理人の選任及び委任状の提出が要求される。
	184-11(1), (2), (3), (4), (5)	
PR Rule	2(2)	

他方、日本に住所又は居所のいずれも有していない出願人が、日本に住所又は居所を有する代理人を通じて国内段階移行のための様式第53を提出する場合、委任状は不要である。

出願人が代理人を通じることなく書類を提出した場合、国内官庁は代理人を選任するよう出願人に通知する。国内官庁からの当該通知の日から2か月以内に出願人が代理人を選任しなければ、出願は取り下げられたものとみなされる。

委任状が日本語以外の言語によるものであれば、日本語による翻訳文が要求される。記載例を附属書JP.VIIに示す（1頁が英訳、2頁が日本語）。

PA Art.	48-2	JP. 09 出願審査請求
	48-4	特許性は出願人又は第三者による審査請求後に審査される。審査請求は様式44（附属書JP.V参照）によって日本語で作成しなければならない。

PA Art.	48-3	JP. 10 出願審査の請求の期間
	184-17	出願審査請求は、国際出願日から3年以内に請求しなければならない。国内段階移行の要件をすべて満たした場合に限り審査を請求できる。P C T 第22条又は39条(1)に基づく期間経過前に出願審査を請求した場合、国内官庁は国内処理の早期の開始請求とみなす。

PA Art.	48-3(5), (6), (7), (8)	出願人は、故意によるものでなく国際出願日から3年以内に審査請求を行わなかった場合には、出願人が審査請求を行うことが可能となった日から2か月以内、又は期間経過後12か月以内のいずれか早く満了する期間内に、審査請求を行うことができる。
	184-11(1)	

権利回復の請求は書面で行い、期間を遵守しなかった理由を記載し、附属書JP.Iに示す額の回復手数料を支払わなければならない。

出願人は審査請求の遅滞が故意によるものでない旨の説明を提出する。出願人は、国内官庁の長官が必要と判断した場合、自身の理由を裏付ける書類を提出するよう要求されることがある。

海外に居住する出願人が所定の期間経過後に審査請求を希望する場合には、日本に住所又は居所を有する代理人を通じて審査請求書（様式44）を提出し、併せて遅延提出の理由書を提出し、更に回復手数料（手数料額は附属書JP.Iを参照）を支払わなければならない。

PA Art.	195(2)	JP. 11 出願審査請求手数料
		出願審査請求手数料が支払われた場合に限り、出願審査請求は有効である。出願審査請求手数料の額は、附属書JP.Iに示されている。

PA Art.	107 108 112	JP. 12 特許料 第1年度から第3年度までの特許料は、特許査定謄本送達日から30日以内に一時に支払わなければならない。 第4年度以降の権利を維持するためには、第4年度以降の特許料を登録日から3年以内に支払う。その後の各年分の特許料は、同様に「権利が満了している期間ではなく」存続期間中に支払う（たとえば特許の登録日が2022年4月1日であれば、第4年度の特許料は2025年4月1日までに支払わなければならない）。 支払期日から6か月以内であれば、特許料と同額（100％）の割増料を伴い遅延支払を行うことができる。特許料の額は附属書JP. I に示されている。
PCT Art.	28 41	JP. 13 手続の補正及びその時期 国内処理の基準時（JP.02参照）後であって、様式53及び必要な国際出願の翻訳文を提出し、国内手数料を支払った後であれば、次の期間内に明細書、請求の範囲又は図面を補正することができる。
PA Art.	184-12(1) 17(2) 17-2	(i) 特許をすべき旨の査定の謄本の送達前、又は一回目の拒絶理由通知の受領前 (ii) 最初の拒絶理由通知に定められた期間内 (iii) 最後の拒絶理由通知に定められた期間内 (iv) 出願人が審査官による拒絶査定に対し審判請求を行った場合には審判請求時 補正は、出願時の国際出願で開示されている事項の範囲を超えてはならない。また、上記(iii), (iv)の期間内においては、請求の範囲は追加の調査が不要な範囲内で補正が可能である。
PCT Art.	25	JP. 14 P C T 第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続については国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内官庁に対する検査の申出は様式55によって行う（附属書JP.VI参照）。P C T 第25条の規定に基づく検査において、国内官庁が受理官庁若しくは国際事務局の過失を否認した場合には、その否認を受けた日から60日以内にその否認に対して行政不服の申立てができる。この場合、国内官庁長官は、不服申立てについて決定する。
PA Art.	184-20	
PR Rule	38-7 38-9	
PCT Art.	4(3) 43	JP. 15 実用新案 JP.16の規定に従うことを条件として、出願人が日本において、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、国内段階移行時にその旨を国内官庁に表示する。
PCT Rule	49bis.1(a) 76.5	
UMA Art.	48-5(1)	
PCT Art.	7(2)(ii)	JP. 16 JP.15という状況において国際出願が図面を含まない場合、出願人は国内処理の基準時となる日（JP.02参照）以前に図面を提出しなければならない。期間内に
PCT Rule	7.2	出願人が図面を提出しない場合、国内官庁は期間を指定して図面を提出するよう通知する。国際特許出願を実用新案登録出願に変更する場合には（JP.19参照）、図面を変更出願と共に提出しなければならない。
UMA Art.	48-7	
UMA Art.	14(2) 32	JP. 17 実用新案は国内段階での実体審査なしで登録される。 国内段階及びその後の手続についてのその他の要件は、実用新案についての手数料及び最初の3年分の登録料の特許についての手数料の代わりに支払わなければならない点を除けば、特許の場合と基本的に同じである。出願人が国内段階に入る期間の満了よりも早く自己の実用新案登録を希望する場合には、P C T 第23条(2)又は第40条(2)に基づく国内手続の早期開始についての明示の請求をすることができる。

UMA Art.	48-8	JP. 18 P C T 第19条及び第34条に基づく補正に加え、P C T 第28条又は第41条に基づく補正が国際実用新案登録出願について認められる。この場合の補正は、最初に出願された（又は日本語に翻訳された、JP.03参照）国際出願において開示された事項の範囲内でしなければならない。
PA Art.	46	JP. 19 出願変更 特許若しくは実用新案登録を求める国際出願は、出願人が国内段階移行の要件を満たした後、変更請求を行うことによって実用新案登録若しくは特許出願、又は意匠登録出願に変更することができる。
	46-2	
	184-16	
UMA Art.	10	特許出願から実用新案登録出願への変更は次のいずれかの期間内に請求できる。
	48-11	
DA Art.	13	(i) 国際出願日から9年6か月以内 (ii) 特許出願を拒絶する旨の国内官庁からの最初の決定の送付から3か月以内 実用新案登録出願から特許出願への変更は、一定の条件に従い、国際出願日から3年以内に請求できる。 特許出願から意匠登録出願への変更は、特許出願を拒絶する旨の国内官庁からの最初の決定の送付から3か月以内に請求できる。 実用新案登録出願から意匠登録出願への変更はいつでも請求できる。 出願変更は附属書JP. I に表示した出願変更手数料の支払を条件とする。出願変更後、最初の特許出願又は実用新案登録出願は取り下げられたものとみなされる。
PR Rule	38-13-2(1)	JP. 20 ヌクレオチド又はアミノ酸配列
	38-13-2(2)	日本語以外の言語で行われた国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸の配列を含んでいるが、W I P O 標準S T. 26に準拠する配列表が添付されていない場合、又はその配列表のフリーテキストが英語で記載されていない場合には、配列表のコード化されたデータを収録した磁気ディスク、C D-R 又はD V D-R を、国内書面（様式53）又は国際出願の翻訳文と併せて提出しなければならない。
	27-5(10)	日本語で行われた国際出願がヌクレオチド又はアミノ酸配列の開示を含んでいるが、W I P O 標準S T. 26に準拠する配列表が添付されていない場合、又はその配列表のフリーテキストが英語で記載されていない場合には、国内書面（様式53）に追加して、関係する国際出願を特定する物件提出書（様式22）を、次の両方の物件と併せて提出しなければならない。
		(i) 配列表のコード化されたデータを収録した磁気ディスク、C D-R 又はD V D-R
		(ii) 磁気ディスク、C D-R 又はD V D-R に記録された配列が、国際出願の出願時の明細書、請求の範囲又は図面に開示されているものと同一である旨の陳述書
		この場合、磁気ディスク、C D-R 又はD V D-R に記録されている事項は、国際出願に添付されている明細書で記載した事項とはみなされない。

PCT Rule	49ter.1	JP. 21 優先権の回復 2023年4月1日以降に優先期間が終了する国際出願について、出願人が故意によるものでなく優先期間内に国際出願を行わなかった場合、出願人は優先期間の満了から2か月以内であれば優先権の回復を請求することができる。 国内官庁に対する請求は、様式53を提出する期間（すなわち優先日から30か月目、又は出願が日本語によるものでなく、様式53が優先日から29か月目の初日と30か月目の末日との間に提出された場合には、様式53の提出日から2か月以内）の満了から1か月以内に行わなければならない。回復請求は書面で行い、優先期間内に国際出願を行わなかった理由を記載し、附属書JP. I に示す額の回復手数料を支払わなければならない。出願人は、国内官庁の長官が必要と判断した場合、自身の理由を裏付ける書類を提出するよう要求されることがある。P C T 第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間の満了前に審査請求が行われた場合には、審査請求の日から1か月以内に、優先権の回復請求を行い、更に回復手数料（手数料額は附属書JP. I を参照）を支払わなければならない。 受理官庁が優先権の回復について決定しており、その決定が、故意によるものでなく優先期間内に国際出願が行われなかった旨の受理官庁の判断を基礎とする場合、その決定は、P C T 規則49の3.1(c)で定める要件が満たされていることに国内官庁が合理的な疑義を持たない限り有効である。この例外的な場合において受理官庁は、その理由を表示して出願人にその旨を通知し、所定期間内に意見書を提出する期間を出願人に与える。 海外に居住する出願人が優先権回復請求を希望する場合には、日本に住所又は居所を有する代理人を通じて回復請求の理由書を提出し、更に回復手数料（手数料額は附属書JP. I を参照）を支払わなければならない。
	49ter.2	
	76.5	
PA Art.	41(1)(i)	
	43-2(1), (2)	
PR Rule	184-11(1)	
	27-4-2(1), (2)	
	38-14(3), (4), (5), (6)	
	38-14-2	
PCT Art.	48(2)	JP. 22 権利回復 出願人は、故意によるものでなく優先日から30か月以内に国際出願の日本語による翻訳文を提出しなかった場合、又は故意によるものでなく国内官庁からの通知の日から2か月以内に代理人を選任しなかった場合には、権利の回復を請求することができる。権利の回復請求は、出願人が手続を行うことが可能となった日から2か月以内、又は期間経過後12か月以内のいずれか早く満了する期間内に行わなければならない。 権利回復の請求は書面で行い、期間を遵守しなかった理由を記載し、附属書JP. I に示す額の回復手数料を支払わなければならない。不履行であった行為を同期間内に完了させなければならない。出願人は、国内官庁の長官が必要と判断した場合、自身の理由を裏付ける書類を提出するよう要求されることがある。 海外に居住する出願人が権利の回復請求を希望する場合には、日本に住所又は居所を有する代理人を通じて翻訳文を提出し、更に回復手数料（手数料額は附属書JP. I を参照）を支払わなければならない。 国内官庁が出願を回復した場合であっても、審査請求期間は引き続き国際出願日から3年以内である（JP.10参照）。
PCT Rule	49.6	
PA Art.	184-4(3), (4), (5)	
	184-11(4), (5)	
PR Rule	38-2	

手 数 料

(通貨：円)

特 許

国内手数料	14,000
検査の申出の国内手数料	14,000
審査請求手数料 (2019年4月1日より前に行われた国際出願) : ¹	
(a) 国際調査報告が作成されていない場合 :	118,000プラス 各請求の範囲につき ² 4,000
(b) 国際調査報告が日本国特許庁により作成されている場合 :	71,000プラス 2,400/請求の範囲
(c) 国際調査報告が日本国特許庁以外の国際調査機関により 作成されている場合 :	106,000プラス 3,600/請求の範囲
(d) 日本の法律に基づき指定されている調査機関 (特定登録調査機関) が調査報告を作成している場合 :	94,000プラス 3,200/請求の範囲
審査請求手数料 (2019年4月1日以降に行われた国際出願) : ¹	
(a) 国際調査報告が作成されていない場合 :	138,000プラス 各請求の範囲につき ² 4,000
(b) 国際調査報告が日本国特許庁により作成されている場合 :	83,000プラス 2,400/請求の範囲
(c) 国際調査報告が日本国特許庁以外の国際調査機関により 作成されている場合 :	124,000プラス 3,600/請求の範囲
(d) 日本の法律に基づき指定されている調査機関 (特定登録調査機関) が調査報告を作成している場合 :	110,000プラス 3,200/請求の範囲
書類を電子形式に変換する手数料	2,400プラス 各用紙につき 800
年金 (各年につき) : ¹	2004年4月1日以降に審査請求された 国際出願
	1988年1月1日以降にされた国際出願 であって、2004年3月31日以前に 審査請求された場合
－第1年から第3年まで.....	4,300プラス 300/請求の範囲
－第4年から第6年.....	10,300プラス 800/請求の範囲
－第7年から第9年.....	24,800プラス 1,900/請求の範囲
－第10年から第25年.....	59,400プラス 4,600/請求の範囲
特許権の存続期間の延長登録出願 ³	74,000
出願変更手数料	14,000 (実用新案出願に変更) 16,000 (意匠出願に変更)
権利回復請求手数料	212,100

1 中小企業、小規模企業、学術機関など一部の出願人については手数料の減額が適用される。減額を受ける資格の詳細については次を参照されたい。

https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet_e.pdf

2 以下「/請求の範囲」という。

3 特許期間は出願の日から20年であるが、各種法律又は規制のために特許権者が発明を実施できない期間がある場合 (発明が人又は動物用薬品か、あるいは農業化学品に関する場合)、特許権の存続期間の延長登録出願により、5年まで延長することができる。

実用新案

国内手数料	14,000
検査の申出の国内手数料	14,000
書類を電子形式に変換する手数料	2,400プラス 各用紙につき 800
出願変更手数料	15,000 (特許出願に変更) 16,000 (意匠出願に変更)
技術評価書手数料：	
(a) 国際調査報告が作成されていない場合	42,000プラス 1,000／請求の範囲
(b) 国際調査報告が日本国特許庁により作成されている場合	8,400プラス 200／請求の範囲
(c) 国際調査報告が日本国特許庁以外の国際調査機関により 作成された場合	33,600プラス 800／請求の範囲
年金（各年につき）：	2005年4月1日以降にされた国際出願
－第1年から第3年まで	2,100プラス 100／請求の範囲
－第4年から第6年	6,100プラス 300／請求の範囲
－第7年から第10年	18,100プラス 900／請求の範囲
権利回復請求手数料	21,800

手数料の支払方法

国内官庁に対する国内手数料の支払は特許印紙によって円建で行わなければならない。特許印紙は日本国内の日本郵政窓口から入手できる。必要金額の印紙を関連する様式に貼付しなければならない。

予納制度、銀行口座振替又はオンライン現金振替など他のいくつかの支払方法が利用可能であるが、日本の出願人又は代理人が事前に国内官庁に対して所定の登録手続を済ませておくことが条件となる。

原則として、国内官庁は外国の居住者による直接支払、たとえば国際銀行口座振替、クレジットカード又は小切手などによる支払を認めない。したがって海外の出願人による支払は日本で選任した代理人を通じて行わなければならない。

ただし第4年度以降の特許年金については、外国の居住者が銀行口座振替又は特許印紙によって直接支払うことができる。詳細は http://www.jpo.go.jp/torikumi_e/hiroba_e/160401_renewing_outside.htm を参照されたい。

様式第53 国内書面（特許法施行規則第38条の4関係）

【書類名】 国内書面

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【特許出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書の翻訳文 1

【物件名】 請求の範囲の翻訳文 1

【物件名】 要約書の翻訳文 1

【物件名】 図面の翻訳文 1

様式第52 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書
(特許法施行規則第38条の2関係)

【書類名】 特許協力条約第19条補正の翻訳文提出書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正1】

【補正対象書類名】 特許請求の範囲

【補正対象項目名】 全文

【補正の方法】 変更

【補正の内容】

【その他】

様式第54 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書
(特許法施行規則第38条の6関係)

【書類名】 特許協力条約第34条補正の翻訳文提出書

【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【国際出願番号】

【出願の区分】

【特許出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

【補正書の提出年月日】

【手続補正1】

【補正対象書類名】

【補正対象項目名】

【補正の方法】

【補正の内容】

【その他】

様式第44 出願審査請求書
(特許法施行規則第31条の2関係)

【書類名】 出願審査請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【請求項の数】

【請求人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【弁理士】

【氏名又は名称】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

様式第55 検査の申出書（特許法施行規則第38条の8関係）

【書類名】 特許協力条約第25条の規定による検査の申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願番号】

【発明者】

【住所又は居所】

【氏名】

【申出人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【拒否（宣言、認定）の通知を受けた日】

【申出の趣旨】

【申出の理由】

【提出物件の目録】

【物件名】 国際出願の翻訳文 1

【物件名】 （ ）

委任状（英文）

Power of attorney

POWER OF ATTORNEY I/We⁽ⁱ⁾ of do hereby appoint⁽ⁱⁱ⁾ my/our lawful representative(s) pursuant to the provisions of Art. 8 of the Patent Act, Art. 2-5 of the Utility Model Act and Art. 68 of the Design Act of Japan (“patent administrator”), to make on my/our behalf proceedings for making a⁽ⁱⁱⁱ⁾ application based on PCT application No. PCT^(iv) to the Japan Patent Office, and to perform all other formalities and acts under the provisions concerned of the Patent, Utility Model and Design Acts of Japan or any orders issued on the basis thereof. Dated this day of By
--

- (i) Insert the name and address of the applicant(s) (individual or legal entity) appointing the representative(s).
- (ii) Insert the name of the representative(s).
- (iii) State the particular kind of protection (patent or utility model) pursuant to the provisions of Art.43 of the PCT.
- (iv) State the international application number for which the representative(s) are appointed.

委任状（訳文）

Power of attorney (translation)

委 任 状 （ 訳 文 ）

私（等）（氏名又は名称）

所在（住所又は居所）

は、ここに（委任された者の氏名）

を特許法第 8 条、実用新案法第 2 条の 5 及び意匠法第 6 8 条の規定による代理人（特許管理人）に選任し、私（等）の為に、
国際出願番号 P C T / × × ○ ○ ○ ○ / ○ ○ ○ ○ ○ ○ に基づく（特許）出願の
手続を日本国特許庁に対してなし、また日本国特許法、実用新案法若しくは
意匠法又はこれらの法律に基づく命令に規定する一切の手続及び行為をなす
権限を与えます。

年 月 日

署 名 _____